

横浜市猫の適正飼育ガイドライン 別冊

地域猫活動



横浜市

目 次

地域猫とは	1 ページ
地域猫活動とは	
1 猫に関わるトラブルの現状	1 ページ
2 地域猫活動の効果	2 ページ
3 地域猫活動の役割	2～3 ページ
(1) 市民の役割	
(2) 飼い主の役割	
(3) 地域の役割（自治会町内会及び最少住民組織の班、グループなど）	
(4) 区役所等行政機関や協力市民の役割	
4 地域猫活動の取り組み	4～6 ページ
(1) 地域トラブルの把握	
(2) 地域住民の理解と同意	
(3) 猫の実態把握	
(4) 活動のルール作り	
(5) 不妊去勢手術の実施	
(6) エサ場の設置	
(7) 猫用トイレの設置	
(8) 個体の把握	
(9) 新しい飼い主探し	

地域猫活動

(飼い主のいない猫問題解決の一つの方法)

飼い主（所有者・占有者）のいない猫（以下「飼い主のいない猫」という。）を原因とするトラブルを防止、解決するための方法の一つに、地域住民の理解と同意を得ながら行う「地域猫活動」があります。

地域猫とは

地域の理解と協力を得て、地域住民の認知と合意が得られている、特定の飼い主のいない猫。

その地域にあった方法で、飼育管理者を明確にし、飼育する対象の猫を把握するとともに、フードやふん尿の管理、不妊去勢手術の徹底、周辺美化など地域のルールに基づいて適切に飼育管理し、これ以上数を増やさず、一代限りの生を全うさせる猫を指します。

(環境省 「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」より)

地域猫活動とは

市民、飼い主、地域、区役所等行政機関がそれぞれの役割のもと、協働して猫が嫌いな人にも理解が得られるよう配慮し、飼い主のいない猫への対応が地域の問題であるという共通認識を持って、トラブルを減らしていく方法の一つです。本ガイドラインに沿ったルールの中で、地域猫を飼育管理したり、新しい飼い主を探したりする活動により、将来的に飼い主のいない猫をなくしていくことを目的としています。

1 猫に関わるトラブルの現状

都市部の住宅密集地である横浜市では、飼い主のいない猫や、そと猫による、糞尿やごみ漁り、また、飼い主のいない子猫の増加などが原因で、地域でのトラブルになることがあります。また、無責任な飼い主が引越し等の理由で飼い猫を置いていくことなども問題となっています。

これらのトラブルを解決するために、まず飼い猫については、飼い主が屋内飼育やトイレのしつけなどを徹底することが重要です。また、飼い猫を捨てることは犯罪であることを周知し、捨て猫の防止を徹底していく必要があります。

飼い主のいない猫については、エサを与えなければ解決すると言われることもありますが、エサ場を失った猫は、その場から離れても、近隣の別の場

所でごみを漁るなどの新たなトラブルを発生させます。問題を解決するためには、猫がいる場所だけではなく猫が行動するエリアを考え、「地域の環境問題」ととらえる必要があります。

2 地域猫活動の効果

地域猫活動では、地域で決めた場所でエサや水を与え、排せつ物の処理や周辺の清掃なども協力して行うことで、環境保全を図ることができます。

また、猫の不妊去勢手術を行うことで、繁殖を防ぎ、多くの場合発情期の行動を消失または軽減することができます。

ただ単に飼い主のいない猫を排除するのではなく、飼い主のいない猫を地域の人たちが認知し、良好な環境を目指す地域猫活動を実施することで、猫の世話が適切になされ、頭数の減少が可能となり、地域の環境問題の解決につながります。

3 地域猫活動の役割

飼い主のいない猫に関わるトラブルを、地域の環境問題としてとらえ解決していくためには、市民、飼い主、地域、区役所等行政機関がそれぞれの役割のもと、協働で取り組むことが重要です。

(1) 市民の役割

ア 猫にエサをあげている人

かわいそうだからとエサだけを与える行為は、周辺の人達に迷惑をかける結果となります。地域の人達に理解を得た地域猫活動を目指してください。

イ 猫で困っている人

飼い主のいない猫を排除しようとするだけではなく、猫が命あるものであることを尊重していただき、地域で世話をする猫への理解と、飼い主のいない猫を減らしていく活動のご協力をお願いします。

(2) 飼い主の役割

猫の飼い主やこれから飼おうとしている人は、「横浜市猫の適正飼育ガイドライン」第2章に示す方法によって飼育しましょう。特に地域に迷惑をかけないように、次のことを守ってください。

ア 屋内飼育を徹底すること

イ 最後まで責任を持って飼育すること

ウ 不妊去勢手術をすること

エ 飼い主の連絡先がわかる迷子札、マイクロチップなどを装着すること

オ 適切に飼育できる頭数にすること

(3) 地域の役割（自治会町内会及び最少住民組織の班、グループなど）

- ア 地域でよく話し合い、地域のトラブルの状況を把握します。
 - イ 地域が地域猫の趣旨を十分に理解し、地域の活動実施に関する理解と同意を確認します。
 - ウ 地域猫の活動が地域に受け入れられるように周知を図ります。
 - エ 地域の中で実際に猫の世話をしている人達を中心に、趣旨に賛同した住民や地域猫活動に経験を持つ住民などの協力を得て活動を進めます。
 - オ 地域でルールや担当する人を決めて、地域全体の問題としてできるだけ多くの人に関わり、出来ることを協力していきます。
- 〔 不妊去勢手術の実施、手術後の飼育（決まった時間・場所・回数での給餌、エサ場清掃、トイレの設置、糞の始末など） 〕

(4) 区役所等行政機関や協力市民の役割

- 飼い主のいない猫で困っている地域等に対し、地域の求めに応じて、以下のような対応をします。
- ア 飼い主のいない猫で困っている地域に対して、地域猫活動による解決を進めるための話し合いの場を調整することや地域セミナー、勉強会の開催を行います。
 - イ 猫の飼い主やその地域の中で世話をしている住民へ、飼育方法等を助言します。
 - ウ 地域猫活動実施地域に対して、不妊去勢手術実施に向けた調整等を行います。
 - エ 地域に対して地域猫活動を知ってもらうための広報や冊子等の作成と配布を行います。

警察・区役所への連絡

猫が遺棄された場合には警察や区役所に相談してください。
また遺棄を防止するには、地域の人たちで協力しパトロールを実施するなどの取組みが有効です。

4 地域猫活動の取り組み

(1) 地域トラブルの把握

どんな問題がどの地域に発生しているのか、内容の詳細や、場所の特定等を行います。

概要がわかったら、区役所等行政機関へ相談しましょう。

(2) 地域住民の理解と同意

地域内には、猫の嫌いな人、猫の好きな人、猫を飼っている人、猫で困っている人、猫に関心のない人など様々な人達が存在します。活動を始めるにはまず、地域住民が地域猫活動の趣旨を理解し、関係者が十分に話し合った上で活動実施の理解と同意を確認してから始めることが必要です。

※ 総会や地域説明会などで地域住民の理解と同意を確認します。

(3) 猫の実態把握

地域内の猫の調査

ア 屋外にいる飼い猫や飼い主のいない猫の数、分布、問題発生場所、問題の内容、エサ場の位置、糞が多い場所などの情報を集めます。

(アンケートの実施や猫マップの作成は有効です。)

イ 活動の対象とする飼い主のいない猫を特定するために、飼い猫は目印をつけることや屋内飼育を徹底するなど、飼い主の協力を得ることが必要です。

(4) 活動のルール作り

ア 活動のルールは、このガイドラインに沿いながら、猫が嫌いな人、猫で困っている人にも配慮し、実施地域にふさわしいものを作ります。

イ 活動のルールは、地域内で協力してくれる人達が、無理なく活動を継続できるような役割分担、日程などの体制を考えます。給餌、糞掃除、不妊去勢手術などの猫の管理や世話は(5)以降の項目を参考に決めましょう。その他、資金、広報、パトロールなどについても考えましょう。

(5) 不妊去勢手術の実施

地域内の飼い主のいない猫が今以上に増えるのを防ぎ、また多くの場合発情に伴う鳴き声、尿の臭気等を抑えることもできるため、地域猫活動の対象猫の不妊去勢手術は絶対に実施する必要があります。

ア 不妊去勢手術を行うための猫の捕獲の方法や手術の実施については、区役所等行政機関に相談しましょう。横浜市の不妊去勢手術費用の一部助成制度も活用しましょう。

イ 手術後は、手術を実施した地域猫であることが外見からわかるように、耳の先端部分をカットする等、未実施猫との区別を行います。

ウ 手術費用を、寄付、募金、バザー開催等で集める方法もあります。

(6) エサ場の設置

活動のルールとして、地域で決めます。

ア エサ場を設置することについて周辺の方の了承を得ましょう。特に私有地や公有地等でエサを与える場合は、その土地の所有者や管理者などに十分に説明し、適切に了承を得ましょう。また、エサ場が道路の近くや駐車場にあるため、猫がひかれてしまったという事例があります。エサ場は少しずつ移動させることもできます。猫が安心して食事できる環境を整えましょう。

イ エサ場は地域で決めた場所に固定し、決まった時間にエサを与え、それ以外の場所や時間帯には与えないようにします。

ウ エサの量は、猫が食べきれただけを与え、食べ終わるのを待って容器を回収し、周辺の清掃を心がけます。エサ場には猫が集まるため、周囲の人々も注目します。「エサ場と、その周辺はきれいに」を厳守しましょう。特に周辺の管理の良し悪しが、猫たちが地域に受け入れられるか否かを左右します。

エ カラスやハエ、ゴキブリが寄って来たり、悪臭の原因になるので、エサの放置は絶対にやめましょう。

オ 残飯を与えた場合には、猫の糞尿の悪臭を誘発し、また、猫が人間の食べ物の味を知ることによりごみなどを漁ってしまう場合もあるので、キャットフードを与えましょう。

(人用の牛乳は、猫が下痢をしやすいため与えないようにしましょう。)

(7) 猫用トイレの設置

ア 所有者や管理者の了承を得て地域で決めた場所に、猫用トイレ等の排泄場所を設置し、そこで排泄するように仕向けます。砂を入れた猫用トイレに、マタタビ粉を混ぜるなどして、その場所で排泄するようにしつけましょう。

(猫は、掘って排泄して埋め戻す習性がありますから、掘りやすい柔らかい土砂や落ち葉を利用したトイレ等を多めに設置しましょう。)

イ 排泄場所は常に清潔を保ち、排泄物は速やかに片付けましょう。

ウ 定期的にパトロールなどを行い、トイレ以外に排泄された糞も、速やかに処理、清掃し、環境保全に努めましょう。

(8) 個体の把握

世話をしている猫の個体を把握するために猫の写真などを活用し、体色、尾の形状、性別、特徴、健康状態などを記録する猫台帳等を作成しましょう。

(9) 新しい飼い主探し

猫にとって屋外は、事故やけんかに巻き込まれたり、感染症に罹るなどの危険がいっぱいです。飼い猫として屋内で飼育されることが猫のためにも最良です。地域猫が人に馴れてきたら新しい飼い主を探しましょう。

地域猫活動によって・・・

- 1 不妊去勢手術を徹底することによって猫が増えなくなる以外に、多くの場合次のような効果が見られます。
 - (1) 猫特有の発情期の鳴き声が減ります。
 - (2) ケンカをしなくなります。
 - (3) オシッコをあちこちにかけるというオス猫の行動が少なくなります。
 - (4) オス猫特有のオシッコの臭いが薄くなります。
- 2 給餌のルールを決めることで、エサの散乱やごみあさを防ぐことができます。
- 3 トイレの設置で糞尿の被害が減り、糞等の清掃をすることによって環境保全に貢献します。

地域猫成功事例 1

ノラ猫の世話をしていた人と困っていた人で「地域猫の会」を発足させた。早速、周辺住民へ（約60世帯、猫15頭）年4回チラシを発行して情報提供した。（趣旨、エサを与えるルール、猫トイレの設置、フン清掃のルール、不妊去勢手術の実施、寄付・募金のお願い等）

エサやフン清掃は主に世話をしていた人で行い、困っていた人は、情報の発信や募金を担当していた。

地域の賛同者からの寄付金や各種イベントでの募金活動をして、15頭全部の猫に不妊去勢手術を実施した。

地域にいた猫のうち5頭は譲渡され、7年の活動で世話する猫が居なくなったため、「地域猫の会」は平和的解散をすることが出来た。

（成功のポイント）

世話をしていた人だけのグループ活動ではなく、困っていた人も活動に参加していたことが大きなポイントであった。また、不妊去勢手術を全頭実施できたことが成功につながった。

地域猫成功事例 2

町内会の役員が区役所に「猫が多くてフン害がひどい。何とかしてほしい。」と来所された。区役所では「法律上捕獲処分はできないので、世話をする人と苦情を申し入れた人と地域の問題として皆で考えましょう。」と説明した。

早速、町内会で「ノラ猫問題」をテーマの住民会議が開催された。当初活発な意見交換であったが、区役所からの「地域猫活動」の提案に「ノラ猫に怒っても仕方ない。世話をする人を決めてしっかりと管理してくれればやってみる価値はあるのではないか。」とのことで同意が得られた。

町内会の世帯数：1, 176世帯、世話する猫の数：51頭、世話する人：11人、エサ場：12か所、猫トイレ：15か所でスタートした。

不妊去勢手術の資金は、町内会のバザーや募金で賄われ、4年で不妊去勢手術は62頭実施することができた。

6年の活動で町内にいる猫の数は13頭に減り、公園、砂場がきれいになり、まったくトラブルもなく「逆に、子猫を見かけないので寂しくなった。」との声も出ていた。

（成功のポイント）

町内会役員が中心となって動いていたので、活動に対し信用が得られやすかった。また、不妊去勢手術がほぼ全部に施術できたことが成功したポイントであった。

横浜市健康福祉局健康安全部動物愛護センター

平成 25 年 6 月発行

〒221-0864 横浜市神奈川区菅田町 75-4

電話 045(471)2111 FAX045(471)2133